

## 倉敷芸術科学大学障がい学生支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）、その他の法令に基づき、倉敷芸術科学大学（以下「本学」という。）において、障がいのある者を受け入れ、修学等の支援（以下「支援」という。）を行うため、入学前から卒業に至るまでの支援体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「障がい学生」とは、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内部障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいがあり、障害者手帳又はそれに準ずる障がいがあることを示す診断書等を有する者で、本人又は保護者等（代理人を含む）が支援を受けることを希望し、かつ、本学がその必要性を認めた者をいう。

### (合理的配慮)

第3条 本学は、障がい学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障がい学生の支援に関する方策を推進する責務を有する。

2 本学は、障がい学生に対し、一人ひとりの障がいの内容や程度に応じ、個別に必要かつ合理的な配慮を確保することにより、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持し、情報提供、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮等を行う。

3 合理的な配慮を確保するにあたり、次の各号に掲げる事項を考慮し、過重な負担として支援が出来ないと判断される事項については、障がい学生又は保護者等に説明し理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なう程度）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 事務・事業規模
- (5) 財政・財務状況

### (支援実施体制)

第4条 支援の実施にあたっての実施計画は、倉敷芸術科学大学学生生活委員会（以下「委員会」という。）で審議し、具体的な支援については、学務部が中心となり専門性のある職員、関係する教職員及び学生が、必要に応じて学内外の関係機関及び専門家と連携して全学的な体制で行う。

2 教職員は、障がい学生が修学における不利益を受けないように配慮するとともに、障がい学生に対する支援方策の実施に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

3 その他、障がい学生のための支援に関する重要な事項は、委員会で審議する。

### (支援の申出と配慮)

第5条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、本人又は保護者等から申し出ることができる。

2 前項の申出については書面によるものとし、障がいの種別、程度、支援を必要とする期間等支援に必要な事項を学務部学生課に申し出ることとする。

3 前項による申出のあった者に対する支援の必要性の有無、支援の範囲及び配慮の内容については、委員会において審議するものとする。

4 科目担当教員等は、配慮の内容に基づいた支援を実施し、支援結果を学務部学生課に報告する。

5 第2項から第4項に係る書面及び様式については、学長が別に定める。

(入学試験等に関する相談体制)

第6条 本学の入学試験の受験を希望する障がいのある入学志願者に対する、入学試験の特別措置等の相談は、入試広報部入試広報課を窓口とし、関係部署と連携して対応する。

2 前項の相談に関し、必要な事項は別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第7条 障がい学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保障するため、試験等に関して特別措置を講ずるものとする。

2 前項の特別措置に関し、必要な事項は別に定める。

(理解の促進)

第8条 本学は、障がい学生に対する支援活動を通じて、障がい学生と障がいのない学生が、相互に人格・個性を尊重しながらより良い人間関係を築くとともに、障がいのない学生が、障がいについて理解する機会を提供する。

(情報公開)

第9条 本学の障がい学生支援に関する指針及び支援・配慮の内容等を公開し、学内の障がい学生や障がいのある入学志願者に対して周知をする。

(情報保護)

第10条 障がい学生の個人情報は厳密に管理し、第三者に開示する必要がある場合は、必ず本人の同意を得ることとする。ただし、学内教職員が連携して障がい学生を支援するために必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報を共有することができるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、障がい学生支援の実施に関し必要な事項は、委員会の審議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この改正規程は、平成28年7月1日から施行する。

なお、倉敷芸術科学大学聴覚障がい学生に対する学習支援に関する規程は、平成28年7月13日をもって廃止する。

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月11日 第11回大学協議会)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年7月8日 第4回大学協議会)

この改正規程は、令和3年7月8日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日 決裁)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。